

# 島根県景観重要松林保全事業実施要領

## 第1 趣 旨

地上散布等の予防措置を実施することにより松くい虫被害のまん延を防止し、優れた地域環境の形成に寄与する。

## 第2 事業の実施方針

景観重要松林保全事業は、歴史的・文化的価値が高く、かつ、貴重な観光資源として県民にとって重要な役割を持つ松林において、松くい虫被害のまん延を防止するため計画的に実施するものとする。

## 第3 事業の内容及び対象経費

景観重要松林保全事業の防除方法、事業の内容及び補助対象経費の内容については、別表のとおりとする。

## 第4 経費の負担

前第3の事業を実施する者は、県が交付する補助金と事業費の差額を負担しなければならない。

## 第5 事業計画書の提出

前第3の事業を実施する者は、別に定める事業計画書（様式第1号）を提出しなければならない。

## 第6 設計審査

補助事業者は、防除方法別の実施設計書を作成したときは速やかに提出し、審査を受けるものとする。

## 第7 薬剤の使用基準

前第3の事業において使用する薬剤は、知事が別に定める場合のほか、次によるものとする。

- (1) 薬剤は、農薬登録を受けている薬剤とする。
- (2) 薬剤の散布量は、農薬登録において定められた使用量に基づき病虫害等の種類又は被害量の状況等に応じて調節すること。

## 第8 書類等の提出先

事業実施にあたり、補助事業者が提出する書類の提出先は、所轄の支庁長又は農林振興センター所長に提出するものとする。

## 第9 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項については、農林水産部長が別に定めるところによるものとする。

別表

防除方法	事業の内容	補助対象経費の内容
地上散布	市町村等が行う地上散布、補完措置	薬剤調達及び散布作業の委託もしくは直営による実施に要する経費 補完措置の委託もしくは直営による実施に要する経費
樹幹注入	市町村等が行う松の生立木への樹幹注入剤の施用	薬剤調達及び注入作業の委託もしくは直営による実施に要する経費
伐倒駆除	市町村等が行う伐倒駆除	伐倒駆除作業の委託もしくは直営による実施に要する経費
特別伐倒駆除	市町村等が行う特別伐倒駆除	特別伐倒駆除作業の委託もしくは直営による実施に要する経費

表1 (事業における薬剤の使用基準)

防除方法		薬剤成分及び比率	単位	1回当原液量	希釈倍率	散布液量	回数
地上散布		MEP80	本	$(H/10)^2 \times 3 / 180$	180	$(H/10)^2 \times 3$ 樹高に応じ設定	2
		プロチオホス35・ ピリダフェンチオン15		$(H/10)^2 \times 3 / 150$	150		1
		アセタミプリド20		$(H/10)^2 \times 3 / 1000$	1000		2
樹幹注入		塩酸レバミゾール4 塩酸レバミゾール8 酒石酸モランテル8 メスルフェンホス50 ネマデクチン3.6 エマクチン安息香酸塩4 エマクチン安息香酸塩2 ミルベメクチン2	協議により設定				
伐倒駆除	油剤散布	MEP0.7		10	原液	10	1
		MPP0.67		1/6	60		
		MEP40					
	くん蒸	カーバム50		1	原液	1	
		カーバムトリウム塩液剤30					

番 号  
平成 年 月 日

島根県知事

様

補助事業者

印

平成 年度 景観重要松林保全事業計画について

このことについて、下記のとおり事業を計画しましたので協議します。

記

防除方法	事業量	単価	事業費 ①+②+③	県補助金 ①	市町村費 ②	森林所有者 負担金 ③	備考
計							

番 号  
平成 年 月 日

様

島 根 県 知 事

### 平成 年度 景観重要松林保全事業補助金の内示について

このことについて、下記のとおり内示しますので、事業の実施に当たっては、島根県景観重要松林保全事業補助金交付要綱及び同実施要領に従い適正を期してください。

記

防 除 方 法	事 業 量	事 業 費 (円)	補 助 金 額 (円)	備 考
計				

補助金交付申請書の提出期限

平成 年 月 日

要領様式第3号

指令 第 号

補助事業者名

## 平成 年度 景観重要松林保全事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付申請のあったこの事業について、下記のとおり交付を決定します。

平成 年 月 日

島根県知事

### 記

- 1 補助金の対象とする事業は、申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額

防除方法	事業量	事業費(円)	補助金額(円)	備考
計				

### 3 補助条件

- (1) この補助金については、補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号)及び景観重要松林保全事業補助金交付要綱に従わなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び知事が別に定める書類を、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、5か年間保存しておかななければならない。

要領様式第4号

指令 第 号

補助事業者名

## 平成 年度 景観重要保全事業補助金確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で実績報告のあったこの事業について、下記のとおり補助金の額を確定します。

平成 年 月 日

島根県知事

記

内 訳	補助金の確定額	円
		円
		円
		円
		円
		円